

緊急浚渫推進事業の対象事業について

各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

【各分野共通の取扱い】

- ・ 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用（設計費を含む）、付帯工事費（仮設道路の設置等）、土砂等の運搬・処理費
- ・ 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画（仮称）」の策定でも可（都道府県（指定都市）は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要）
- ・ 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける（又は「堆積土砂管理計画」（仮称）を策定する）前に着手した浚渫も対象（令和2年度中の位置付け（又は策定）が必要）

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準（実施箇所・目標の設定の考え方）
河川	<p>【都道府県・指定都市】（一級・二級河川） 河川維持管理計画</p> <p>【市町村】（準用河川・普通河川） 堆積土砂管理計画（仮称） ※ 河川維持管理計画の策定は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分 ・ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、河道の流下能力等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水調節容量の余裕（20%等）に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備（砂防堰堤や溪流保全工等）について、保全対象（人家、公共施設等）や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分 ・ 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、計画捕捉量等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害危険地区（※）に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定 <p>※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>